

平取町自治基本条例解説書



第1次改訂版

平 取 町

目次

前文	2
平取町自治基本条例を制定するにあたっての理念や基本的な考え方を明らかにします。	
第1章 総則（第1条～第4条）	2
基本条例の役割や目的を明らかにするとともに、用語の定義、町政運営の基本原則を定めています。	
第2章 情報共有（第5条～第9条）	5
町が保有する情報を知る権利や、積極的な情報公開、説明責任などについて定めています。	
第3章 町民参加と協働（第10条～第16条）	7
町政の主権者である町民の参加する権利やそれを保障すること、また町民投票制度などについて定めています。	
第4章 行政運営（第17条～第26条）	9
総合計画や評価、危機管理体制の確立など、行政運営のために必要な基本的な制度等について定めています。	
第5章 議会（第27条～第32条）	13
平取町の意思決定機関としての役割や責務、情報提供の推進、議会活動を充実させるための必要な事項を定めています。	
第6章 行政組織（第33条～第36条）	16
行政組織の基本的な体制、町長、職員の責務などについて定めています。	
第7章 連携・協力（第37条～第38条）	17
平取町だけでは解決が難しい課題の解決や、町政運営の発展に寄与する先進事例などを学ぶため多様な主体との連携・協力について定めています。	
第8章 改正（第39条）	18
この条例の見直しについて定めています。	
改訂履歴	19

前 文

平取町は、沙流川の清らかな流れが育んだ豊かで雄大な自然のもと、農林業を基幹産業として発展してきました。私たちは、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌの人々や先人達が共に築いた歴史や文化、みどり溢れる自然や風土などの大切な財産と、未来に向かっていつまでも「輝くびらとり」であり続けるための自治のしくみを、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責務があります。私たちは、情報の共有による積極的な町民参加が自治をつくる原動力となることを強く認識し、町政運営の基本理念や制度運営の原則を明らかにするとともに、協働の精神を基本とし、みんなで力を合わせ、町民主権による自治を確立するため、平取町自治基本条例を制定します。

解 説

通常、一般の法律や条例には前文はありませんが、その分野での基本的なことを定めた法令には、その条例の制定の由来や基本原則を特に強調する場合に前文を設けることがあります。

この条例は第2条で「最高規範」と位置づけていることから、前文の必要性があると考えています。

前文では平取町の貴重な文化や歴史と、発展的に継続可能な地域社会をつくるための自治のしくみを次代に引き継ぐ責務をうたっています。そのために、情報の共有と町民参加を基本とした、町政運営の理念、制度運営などの原則を明らかにするため、条例を制定することを述べています。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、町政運営の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会、町長、職員の責務を定めることにより、町民主体の創造的な自治の実現を図ることを目的とします。

解 説

町が行う仕事（町政運営）は国の法令や町の条例に基づいて行われています。しかし、町政運営に関する町民の参加や情報公開など、今まで実際にやってきたことや、こんな制度やしくみが必要だという町独自の規定がなかったため、その時々で情報提供や町民参加の方法などがまちまちで、時には町民に混乱を与えることもありました。そこで、これからの町政運営のため、基本的なルールやしくみをきちんと定めるとともに、町民の権利と役割、町と議会の役割と責務を明らかにする必要性が生じてきました。

本条では、何のために基本条例をつくるのか、平取町の自治の理念や原則をあきらかにし、それを運用する体制・制度をつくることによって、創造的な平取町ならではの自治の確立を図ることを目的とすることを規定しています。

基本原則とは第4条で定めている次の事項をさします。（情報の共有）（町民参加）（協働）（行政運営）（議会）（行政組織）（連携・協力）

ここでいう自治とは、地方自治の本旨（憲法第92条）である住民自治と団体自治の両側面を意味します。

(位置づけ・最高規範性)

第2条 この条例は、町政運営における最高規範と位置づけ、町民、議員、町長及び職員はこの条例を遵守し、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の内容に基づき、適合させなければなりません。

解 説

自治基本条例は、平取町の自治の制度やしぐみに関する最高規範と位置づけ、それを遵守することをうたっています。

平取町には各分野での様々な条例がありますが、条例には上下関係がなくその効力は同等です。しかし、自治基本条例には、町政運営の理念や原則に加え、町民、議会や町長、職員の責務や役割など基本的な事項を定めているため、憲法と法律の関係を準用し、最高規範性をもつ「まちの憲法」として位置づけることをうたっています。平取町の他の条例や規則などの制定、改正や法令等の解釈、運用もこの条例の趣旨を尊重し整合性を図らなければならないことを定め、自治基本条例の最高規範性の裏付けとしています。

※【最高規範】様々な分野の条例や規則の上位に位置する条例で、いわば「憲法」に匹敵する条例と解釈できます。

(定 義)

第3条 この条例における用語の意味は次のとおりです。

- (1) 町民 平取町内に住所を有する人をいいます。
- (2) 町 執行機関及び議会で構成される自治体をいいます。
- (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 平取町における政治、行政の全てのことをいいます。

解 説

この条例では、「この言葉はこのような意味で使います。」ということをはっきりと明らかにします。この条例の効力が及ぶ町民とは町内に住民票を有する人と規定していますが、第12条第3項では、町内に住所を有しない人でも、町内で働いている人、学んでいる人、また、町内で事業を営む法人及び活動する団体については町政に参加する機会を保障しています。

執行機関とは町長をはじめとする、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する教育委員会等の執行機関をさします。また、ここでいう町長とは町長個人のことをさすのではなく、町長が代表する執行機関のことをいいます。

(基本原則)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

[情報共有]

(1) 町は、町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことによって、透明な町政を築き、かつ町民参加を効果的に進めるための条件を整えます。

[町民参加]

(2) 町は、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見の反映を行います。

[協働]

(3) 町民と町は、それぞれの自主性を尊重し、お互いに補い合う協働のまちづくりをすすめることを基本とします。

[行政運営]

(4) 執行機関は、総合計画、財政運営、法務体制、行政評価等、行政運営の質を高めるために必要な制度の確立及びこれらの運用の原則を明らかにします。

[議会]

(5) 議会は、町民の意思を反映するとともに、行政運営の監視、牽制機能を果たし、町民福祉の向上を図ります。

[行政組織]

(6) 町長は、的確な意思決定と効果的な政策の立案、執行のため、効果的な行政組織を編成するとともに、職員の政策能力の開発を図ります。

[連携・協力]

(7) 町は、自らの責任と判断において、他自治体や国及び関係機関、町内外の団体などと、対等の立場で連携、協力します。

2 町は、より効果があがるよう、この条例で定める町政運営の制度を可能な限り相互に関連づけて活用しなければなりません。

解 説

ここでは、前文に掲げた自治の基本理念や、町民主体の自治の実現を図るため、町政運営の基本原則を規定しています。第1項の(1)から(7)はこの後に続く各章の概要をうたっており、第1号は情報共有、第2号は町民参加、第3号は協働、第4号は行政運営、第5号は議会、第6号は行政組織、第7号は連携・協力について定めています。

第2項では、基本条例に定める各制度などを組み合わせて実施することにより、より相乗効果を上げるよう努力することを定めています。※専門用語についてはそれぞれの条文で解説しています。

第2章 情報共有

(情報の共有と公開)

第5条 町は、町の保有する情報が町民と共有する財産であることを認識するとともに、町政に関する正しい、わかりやすい情報を町民がすみやかに、容易に得られるよう、情報を積極的に公開しなければなりません。

2 町民は、情報共有が町からの一方的な情報の提供ではなく、相互の情報発信があつてこそ成り立つことを認識し、情報を提供するよう努めなければなりません。

解 説

町長や議会が情報を提供する場合は、町政に関する情報は町民の共有財産とする認識にたつて正確な情報でなければならないのは当然ですが、単に提供するだけでなく、理解されるため分かりやすいものでなければなりません。現在の情報提供の方法としては、広報、まちだより、ホームページ、町民講座などがありますが、これら以外にも情報を積極的に提供する多様な手段を検討する事を定めています。※
【情報共有】行政の持っている情報を、町民と共有すること。また、情報共有は、行政からの一方的な情報提供だけでなく相互の情報発信があつてこそ成立するものです。

(情報を共有する制度)

第6条 町は、情報の共有を進めるため、町の保有するすべての情報を対象に、次に掲げる制度を設けなければなりません。

- (1) 町の情報を正確にわかりやすく提供する制度
 - (2) 町の会議を公開する制度
 - (3) 町民の意見等が町政運営に反映される制度
 - (4) 町が保有する文書その他の記録などを請求する制度
- 2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。
- 3 第1項各号に関して必要な事項は、別に条例などで定めます。

解 説

前条の規定を受け、具体的な情報共有の手法・制度について規定しています。情報共有は情報の提供、会議の公開、文書の公開請求などにより構成されます。これらがシステム化され運用することにより制度として確立するものであることを念頭に置き情報共有を図ることを規定しています。

第2項の統一した基準とは、文書管理規定による管理とファイリングシステムなどの運用を想定します。第3項は第1項の情報公開に係る具体的な制度については、平取町情報公開条例（平成17年3月14日施行）をはじめとした条例や規則に委ねることを規定しています。

(個人情報保護)

第7条 町は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を保護しなければなりません。

2 個人情報保護について必要な事項は、別の条例で定めます。

解 説

情報公開を積極的に行い情報の共有を推進するなかで、特に配慮しなければならないのが個人の基本的権利に関わるプライバシーの保護です。町政運営を行ううえで特定の個人に関する情報が含まれる場合があります。このため、町民の権利や利益を守るための個人情報の保護を規定しています。第2項では個人情報の保護に関する詳細な規定を「平取町個人情報保護条例」(平成17年6月22日施行)に委ねることを定めています。

(説明責任)

第8条 町は、町政運営に関する事務事業等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に的確な情報をわかりやすく説明しなければなりません。

2 町は、町民からの意見、要望または説明の求めなどに対し、誠実かつすみやかに対応しなければなりません。

解 説

町は町民からの信託を受け仕事をしていることから、町民に町的意思決定の過程や政策等についてその経過と内容を町民に明らかにするとともに、わかりやすく説明する義務と責任を負うことになります。本条では、第13条の町民の知る権利とともに、町の説明責任を規定しました。また、第2項では、町民から説明を求められたときはすみやかに誠実に対応する責務があることを合わせて規定しています。

(選 挙)

第9条 町長、町議会議員の候補者は、選挙の時に、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めなければなりません。

解 説

本条では町長候補者、町議会議員候補者が選挙に立候補した時は、町民に対して選挙に臨む自らの考えを、合同演説会を開催するなどして、有権者に示すよう努めることを規定しています。

公職選挙法では、立候補の届出前(告示前)は、立候補の準備行為、政治活動など選挙運動ではないものは行うことができ、実行委員会などが主催する公開討論会なども実施することは可能です。しかし、選挙の事前運動となる行為(候補予定者自ら投票を呼びかける行為)は禁止されています。

立候補の届出後(告示後)は、公共の施設などで個人演説会はできます。

第3章 町民参加と協働

(町民参加の権利)

第10条 町民は、町政の主権者として、それぞれの年齢にふさわしい町政運営に参加する権利があります。

2 町民は、町政運営に参加する際に、国籍、民族、性別、年齢、心身の状況、信条、社会的又は経済的環境等によるいかなる差別も受けません。

解 説

多くの町民の積極的な町政への参加は理想ですが、それぞれの事情により参加したくてもできない状況なども考えられます。町民参加は強制されることのない機会均等の参加を保障されることが大切であり、みずからの意思により行われるものです。本条は、町民は町政の主権者であり、それぞれの年齢において町政運営に主体的に参加する権利があることを明らかにしています。

町民参加においては、町民が互いに対等の立場であることを明らかにしています。例えば、心身に障害のある人、外国籍の町民も同等の参加権を有することを定めています。

(町民参加の保障)

第11条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や立案等の検討過程において、町民の参加を保障しなければなりません。

解 説

町民参加を保障する分野が、町の基本的な計画の策定や行政評価などのあらゆるプロセスであることを明らかにし、執行機関や議会が政策決定の過程等において用意する多様な機会への町民参加を保障することを定めています。

(町民参加の推進・拡充)

第12条 執行機関は、多くの町民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。

2 執行機関は、次に掲げるときは、町民の参加を図らなければなりません。

(1) 総合計画などの重要な計画を策定し見直すとき。

(2) 重要な条例案の策定や改廃を提案するとき、及び、規則や要綱などを制定し、改正し、廃止するとき。

(3) 事業を選択するとき。

(4) 事業を実施するとき。

(5) 行政評価を実施するとき。

3 町内に住所を有しない人で、町内で働いている人、学んでいる人、また、町内で事業を営む法人及び活動する団体については、町政に参加する機会が保障されます。

解 説

町政運営のあらゆる分野における町民参加を保障し、推進するため、多様な参加の手法を用意することを定めています。また、具体的な町民参加の機会として、総合計画の策定、見直し、重要な条例、規則の改廃、評価、事業選択、実施に関するプロセスに町民参加を図ることを定めています。そして、町に住民登録がない人の町政参加についても保障することを定めています。

(町民の知る権利)

第13条 町民は、町が保有する町政についての情報を知る権利があります。

解 説

町民の権利として町政運営に係る情報を受け取るだけでなく、必要な情報を自ら求め、取得できることを定めており、情報共有の柱となる権利を明確にしています。従ってこの権利は、町民が主体的に町政運営に関わるための基礎的な参加権として位置づけられます。

(町民の責務)

第14条 町民は、町政の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して自治を実現する責務を有します。

2 町民は、この条例主旨を尊重するとともに、町政運営に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

解 説

町民はお互いの存在や価値観を認め合うことが重要で、町民自身がまちづくりの主体、担い手であることを認識し、住んでいて幸福を感じる地域づくりのため協力する責務があることを定めるとともに、この条例の趣旨を尊重し、町政に参加するときには公共的視点をもって発言、行動しなければならないことを規定しています。

(協働)

第15条 町民と町は、相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら、協働を推進します。

解 説

協働は、立場の違う個人や組織が、対等のパートナーとして、それぞれの自発的な意思と合意にもとづいて目標を共有し進めていくことが重要です。このため、協働の推進にあたって、町民と町、それぞれの特性を理解し合うとともに、共通の目的を持って、役割を認識し、対等な関係で協働に努めていくことを規定しています。

(町民投票)

第16条 町長は、町政の重要事項について、町民の意思を直接に確認し、町政に反映させるため、町民による投票を実施することができます。

2 町は、町民投票に参加できる者の資格、投票結果の取り扱い、その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めなければなりません。

解 説

本条では平取町の重要な政策判断などが必要なときに、町民投票を町民意思確認のための最終手段として位置づけ、制度を設けることができることを定めています。町政運営に係る問題解決は住民参加と情報共有で町民投票をしなくても解決できるケースが多いことから、本条も「実施する」ではなく「できます」としており、恒常的に設けるものではないことをうたっています。

町民投票は、事案によりその内容が多種多様であることが予想されるため、その中で投票結果をより有効なものとするため、個別の事案が発生した時点で参加資格、結果をどう扱うかなどを定めた投票条例を制定することを規定しています。

町民投票が実施されるときには、町民の間で事前の協議が十分に尽くされていることが重要であり、その投票結果をどのように取り扱うかを明確にする条例を制定することにより、結果をより有効なものにすることができると同時に町民は、結果の取り扱い方を事前に承知したうえで投票に臨めることとなります。

第4章 行政運営

(総合計画)

第17条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、めざすべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための基本計画で構成する総合計画を、町民の参加を経て策定し議会の議決を経なければなりません。

2 執行機関は、総合計画を最上位の計画と位置づけ、町が行う政策は、災害復旧事業などの緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施しなければなりません。

3 執行機関は社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する基本計画を審議会などの検討を経て、必要に応じ見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

4 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行を管理しなければなりません。

解 説

平取町は中長期的な視点にたち、総合的で計画的な町政運営を行うため、「総合計画」を策定することを定めており、町政運営のための最上位計画と位置づけ災害復旧事業などの緊急を要するもの以外の事業などは計画にもとづいて行うこととしています。また、必ず住民参加の手法を経て策定されることを規定しています。

第3項では、社会経済情勢に対応するよう見直すことを定めており、その見直しの状況や事業の進行などを公開することも合わせて規定しています。第4項では、総合計画は平取町の最上位計画であることから、分野ごとに作られる計画は総合計画と整合性を図ることを定めています。

(評 価)

第18条 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため、町民参加の外部評価も取り入れた行政評価のしくみを確立し、効果的で効率的な行政運営に努め、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。

解 説

執行機関は、効果的、効率的な行政運営にむけて行政の事務事業に対し成果目標など、設定する「行政評価」のしくみを確立することを規定しています。現在、実施している事務事業評価は執行機関内部で実施する自己評価ですが、町民参加による外部評価を行うことも定めています。また、評価した結果などは、情報の共有の原則から評価結果をわかりやすく公表することも合わせて定めています。

(行政改革)

第19条 執行機関は、効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を町民の参加を経て策定し、行政改革を積極的に進めなければなりません。

2 執行機関は、行政改革大綱及びその進捗状況を公表しなければなりません。

解 説

平取町を含む地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、日々変化しており、その変化に対応できる町政運営が求められています。そのため、無駄を省き、最少の経費で効率的な町政運営を行うため、「平取町行財政改革大綱」を定め、行政改革を積極的に進めることを定めています。ここでも情報共有の原則から検討過程での町民参加や内容、進捗状況等について町民にわかりやすく公表することを規定しています。

(財 政)

第20条 町長は、総合計画の財政計画に基づいた予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。

2 町長は、財政計画、予算の内容、決算の状況、財政指標などを、毎年度、町民に分かりやすく公表しなければなりません。

解 説

予算は計画性と即応性という、相反する二面性をもつことを余儀なくされており、これを十分に考慮しながら常に総合計画に則し編成されることが求められています。ここでは予算編成にあたっては総合計画との整合性を図ることでより効果的、効率的な財政運営をめざすことを規定しています。また、第2項では、予算の内容、決算、財政指標などの財政情報を毎年度、町民に分かりやすく公表することを定めています。

※地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」

※【財政指標】財政の健全度を示す様々な指標のことをいいます。

(財 産)

第21条 執行機関は、町が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければなりません。

2 執行機関は、財産の価値、取得の経過、処分又は取得の予定、管理の状況を公表しなければなりません。

解 説

財産の台帳を適切に管理するとともに、明確な管理計画に基づいた財産管理を進めることを規定しています。

第1項に基づいた財産管理に係る情報を公表することを第2項で定めています。

(出資団体等)

第22条 執行機関は、町が出資している団体、職員を派遣している団体、公の施設の管理を委ねている団体など（以下「出資団体等」といいます。）に関し、町との関係と出資団体等の経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。

2 執行機関は、出資団体等への支出など、町と出資団体等との財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。

3 執行機関は、出資団体等の経営状況と町との関係について評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

4 出資団体等の公表に関して必要な事項は、別に条例などで定めます。

解 説

町が出資する団体や職員を派遣している団体、指定管理者制度などにより管理を委ねている団体の経営状況及び町の財政との関係やそれを評価した結果などを、町民に分かりやすく公表することを規定しています。また、これらの団体の設立趣旨と実際の経営等にズレが生じていないか、すでに民間事業者によって提供されているものはないかなどの点検を行い行財政の健全化に努めるとともにそれらも公表することを規定しています。第1項の公の施設とは、地方自治法第244条に規定される町の公共施設のことをいいます。

※「出資団体等」の中には、団体が運営する施設の建設費及び運営費に町が支出した団体も含まれています。

(公益通報)

第23条 町の職員は、公正な町政運営を妨げ、町政の信頼を損なう行為が行われている、若しくは行われようとしていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。

2 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保護されなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別の条例などで定めます。

解 説

公益通報とは事業者について法令違反が生じ、又はまさに生じようとしていることを、そこで働く人が不正の目的でなく事業者内部、行政機関などに要件を満たして通報をすることです。平成18年4月1日より「公益通報者保護法」が施行され、公益のために通報を行ったことを理由に労働者が解雇等の不当な取り扱いを受けないよう制度的なルールとして明確化されました。これを町の職員に適用できるように通報処理のしくみを条例で定めることを規定しています。

(法務体制)

第24条 町は、町民主体の町政運営を実現するため、条例等を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系の整備を積極的に行なわなければなりません。

2 町は、法令解釈や法務に関する能力向上のため、専門機関等との連携により必要な体制の整備を行なわなければなりません。

解 説

地方分権を基本とする自治体にあつては、地域の実情にあつた政策の実現や行政課題を解決するために法令を自主的に解釈し、運用することが今まで以上に重要になっています。このため、法令の解釈及び運用を町の責任により、独自に、そして適正に判断しなければならないことを定めています。そのために法務に精通する職員の育成や内部審査機関の充実など、体制を整備する必要がありますが、町単独で法務体制をさらに強化することは難しいことから、町村会などの組織も活用し、必要な体制整備を行うことも規定しています。

(行政手続)

第25条 執行機関は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導と届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

解 説

行政手続（申請に関する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールを予め町民に明らかにし、町民の権利利益を保護することと、行政の透明性を図ることを規定しています。第2項では、行政手続に関わるより詳細な規定は「平取町行政手続条例」（平成9年9月24日施行）に委ねることとしています。

(危機管理体制の確立)

第26条 執行機関は、町民の生命や財産を守るとともに、災害等の緊急時に機能的な活動が図られるよう、危機管理体制を整備しなければなりません。

2 町民は、危機管理に関し、普段から相互の連携に努め、災害などの発生時においては、自らを守る努力をするとともに、協力して災害などに対応しなければなりません。

解 説

危機管理体制の整備は災害訓練等が行われ初めて整備されるもので、執行機関と町民が相互の連携のもとに進めることを意味します。本条では、災害や事件、事故などの不測の緊急事態に対する組織的な対応体制の確立を目指すことを定めています。機能的とは迅速かつ効率的な活動を意味します。また、第2項では、町民は災害等の発生時における自らの役割を認識し、地域で連携協力し、最善の体制により対応することを定めています。

第5章 議 会

(議会の役割と責務)

第27条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成される議決機関として、町の意思を決定する役割を有します。

2 議会は、町の政策の意思の決定、行政運営の監視及び条例の制定や改廃するなどの権限を有します。

3 議会は、町政への町民意思の反映を図るため、町民と意見を交換する機会を設けるなど、調査活動に努めなければなりません。

4 議会は、閉会中においても、自主性に基づき町政運営に関する調査、検討等に努めなければなりません。

5 議会は、政策の水準を向上させるため、課題などを的確に把握し、質疑の充実に努めなければなりません。

解 説

議会については憲法や地方自治法により規定されていますが、ここでは、町民の代表者からなる意思決定機関としての議会の性格を明確にするため、あえて議会の基本的事項をうたうことで、議会が町民の直接選挙により選ばれた議員により構成され町の施策等の意思決定を行う機関であることを明らかにしています。第2項では議会の役割は地方自治法第96条により、条例の制定や改廃、予算を定める、決算の認定、町の方向性を意思決定し、行政運営を監視、牽制（行政が一方向的に事業などを進めないようコントロールすること。）する等の権限を有することを規定しています。第3項は、議会は町民の意向を十分に把握し、情報の共有へむけた取り組みを進め住民参加型の議会を実現するための調査活動に努めることを規定しています。第4項では議会は会期外の調査活動等についても積極的に行うことを定めています。第5項では、町長が示す政策方針や条例が基本条例の理念、原則に則しているか、総合計画との整合性があるかなどを点検するとともに課題を把握し、質疑の充実に努めることを定めています。

※【議決機関】 予算や条例を議会で議論し、決定する組織のこと。

(議会の組織)

第28条 議会の組織や議員の定数は、町政運営における議会の役割を十分に考慮して定めなければなりません。

解 説

町政運営の視点から議会の役割を考慮すると、議会の組織及び定数は自主的な判断に基づいて決定していくことが望ましいということから本条にて規定しています。

(政策会議)

第29条 議会は、本会議のほか、町政に関する政策を議論するため、政策会議を設置することができます。

2 前項の会議は、議会運営委員会の委員の中から選出された座長または議長が招集し、議事運営にあたります。

解 説

政策会議の設置を規定しています。会議の内容、議題などは議会の裁量に委ねられ、町政運営に関する政策などに関し集中的に自由な議論が期待されます。政策会議の運営は議会運営委員会の委員の中から選出された座長または議長があたることを合わせて規定しています。

(議会の会議)

第30条 議会の会議は自由討議を基本とし、議長や委員長などは会議に出席させた町長や説明員などに、議員の質疑および質問に対し意見を述べさせることができます。

2 議会の会議は公開しなければなりません。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、その理由を公表し非公開とすることができます。

解 説

一般に議会の会議（特に本会議）では議員による質問意見に、町長などが答弁する形式をとっています。しかし、議会に求められているものは、地域の課題を適切に把握しどう解決するか、または、そのための政策をいかに実現するかといった、多様な意見とそれをめぐる議論であることから、町長や説明員*との実質的な議論ができない状況を改善する必要性が生じています。本条では、このような状況を改めるため、説明のため会議に議長が出席させた者（町長や役場の課長など、執行機関からの説明員*のことをいい、地方自治法第121条で、議長から出席を求められた時には、出席しなければならないと規定されています。）が議員からの質問に答える「1問1答」方式でなく、双方向の議論ができるしくみを規定しています。（実際の運用は議長などが会議の状況をみて判断することになります。）第2項では、地方自治法第115条で議会の会議は原則公開となっていますが、さらに議会が町民に開かれた機関となるよう、町民が自由に積極的に傍聴できるようなしくみをつくるとともに、個人情報や基本的人権を侵すような場合は「平取町個人情報保護条例」の規定に基づき非公開とすることを規定しました。そして非公開とした場合、会議趣旨の透明性を確保することから、その理由を公表することも合わせて定めています。

(議会の情報公開)

第31条 議会は、議会が保有する情報を町民と共有するため、情報を公開しなければなりません。

2 議会は、本会議及び委員会等の会議の日程、内容を事前に町民に周知しなければなりません。

3 議会は、審議の過程や結果及び議会に関する情報を、町民に対し、できるだけ速やかに多様な媒体を活用し公開しなければなりません。

解 説

議会は、町民のみなさんの代表機関であることから、その運営は開かれたものでなくてはなりません。議会が保有する情報は、積極的に公開するとともに、議会の審議過程や結果などについて説明責任を果たすことを規定しています。

地方自治法では議会の日程及び内容の周知に関する規定はありません。平取町でも本会議については日程の周知はしていますが、町民に傍聴などの機会を多くもってもらうため、本会議、各常任委員会などの日程も、ホームページやまちだよりなどを活用した事前周知を行うことを第2項で規定しています。

議会の情報公開の手段として、議会広報の発行がありますが、インターネットを利用するなど、多様な手段を用いて議事の内容などを情報提供できるしくみを作ることを第3項で規定しています。

(議員の責務)

第32条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映しなければなりません。

2 議員は、この条例の理念や原則を守り、公益のため公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。

3 議員は議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努めなければなりません。

解 説

議員は、町民の意向を町政に反映させる役割を担っていることから、日頃の活動を通じて、地域の課題や町民の意向を把握し、自らの議会活動や意思決定に反映するよう努力しなければならないことを第1項で定めています。また、第2項では、議会が町民の信託を受けた議員によって構成されていることを深く認識し、公正で誠実な議会活動を行う責任があることを定めています。

第3項では、議員は自らの見識を深め、議会における政策活動を活性化させるため、審議能力、政策調査能力、政策提言能力の向上に努めなければならないことを定めています。

第6章 行政組織

(執行機関の組織)

第33条 執行機関の組織は、簡素で効率的であると同時に、社会経済情勢の変化に応じ、町民にわかりやすく、相互の連携を保ち機動的に編成しなければなりません。

解説

社会情勢の変化や住民ニーズの多様化などに柔軟に対応し、適切にサービスを提供できるよう効率的で機動的な内部組織の体制を整備することを定めています。また、町民にとって、どのような組織で何をするか分かりやすい組織にすることも合わせて規定しています。

(執行機関運営の原則)

第34条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

解説

地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則し、執行機関全体の責務として規定しています。町の執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会など）は、公正かつ誠実に職務の執行にあたる義務があることを定めています。

(町長の責務)

第35条 町長は、町の代表者として町民の意思を常に把握するとともに、町がおかれている社会、経済情勢等に敏感に対応し、公正で民主的かつ誠実に町政を運営する責務を有します。

2 町長は、この条例の理念のもと、長期的視野にたって町政を運営しなければなりません。

3 町長は、効率的な行政運営に努めるとともに、職員を適正に指揮監督し、能力を最大限に引き出すよう努めなければなりません。

4 町長は、就任にあたっては、自治の確立と、この条例の理念実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを議会で宣誓しなければなりません。

解説

町長は、町民の直接選挙によって選ばれた平取町の代表者であり大きな権限が与えられています。本条では町長が平取町の自治の確立のため、この条例に基づいて町民の信託に対する責任を果たすため、理念・信念・ビジョンを持ちながら、柔軟な発想力、企画力を発揮し、町政の舵取りをしなければならない責務があることを規定しています。そのためにも、補助機関である職員の能力を最大限引き出す環境づくり、政策能力の開発*などに努めることを第3項で合わせて定めています。

第4項では、具体的に宣誓することによって、町長は、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本理念として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的として定めています。※【政策能力の開発】地域の課題を的確に把握し、その解決に向けた対応、しくみなどを自ら作りあげていく能力をもった職員を養成すること。

(職員の責務)

第36条 職員は、町民全体のために働く者として、この条例の理念や原則と制度を遵守し、常に町民が町政の主権者であることを認識し、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。

2 職員は、町民との意思の疎通を大切にし、町民の視点にたって仕事をしなければなりません。

3 職員は、前例にとらわれず、より柔軟な思考により仕事をしなければなりません。

4 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

解 説

町の職員（副町長、教育長、事務吏員、技術吏員等）は法律上（地方自治法154条「職員の指揮監督」及び第161条から175条「補助機関」）は長の補助機関として位置づけられており、「町長の手足となって働く者」であるとの考え方もあります。しかし、実際の町の仕事を考えたとき職員の果たす役割は非常に大きく、単なる「手足」との解釈では通用しないのが現状です。また、補助機関の名のもと、職員ひとり一人の責任が曖昧にされてきた経緯があることから、本条では、期待される具体的な職員像を規定しています。

第1項では、町民が町政の主権者であることを常に認識し、全体の奉仕者として公共の利益のために仕事を行うことを定めています。

第2項では、職員は町民本意の立場に立ち、町民との交流に努めながら、効率的に職務を遂行しなければならないことを定めています。業務遂行にあたっては正確性、迅速性が求められます。また、事務の企画立案などでは、前例、慣例にとらわれることなく創意工夫に努めながら取り組むことを第3項で規定しています。

第4項では、職員は自ら積極的に情報を収集し、職務に必要な知識を得るよう努め、また、技能等を磨き、新たな能力開発に努めるなど自己啓発を行うことを定めています。

第7章 連携・協力

(広域連携)

第37条 町は、効率的な町政運営や共通する公共課題の解決を図るため、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めなければなりません。

解 説

町は自らの意思と責任により地域の諸課題の解決に取り組むことが基本ですが、複数の市町村で処理することでより効率化が図られる業務や、町単独では対応が難しい課題の解決に向け、それぞれの役割を明確化し他の自治体などと連携・協力することを規定しています。

(交流・連携)

第38条 町及び町民は、各分野におけるさまざまな取り組みを通じて、国内外の人々との交流を図り、そこから得られる知恵や情報を町政運営に活かします。

解 説

国内外を問わず、多様な価値観をもつ人々との様々な交流を通じ、そこから得られる知恵や情報を町政運営に活かしていくことを規定しています。

第8章 改 正

(条例の見直し)

第39条 町は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が平取町にふさわしく、地域の情勢などに適合しているか検討しなければなりません。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及び関係する諸制度について見直しが必要となった場合、適切に対応しなければなりません。

解 説

本条例は、現時点における町政運営のために必要な、制度運営の原則などをまとめたものであって、時代の変化や新しい技術、手法などの開発等が予想されることから、一定の時間を経過したときに検証していく必要性を認め、「育てていく条例」としてより充実した内容になるよう見直しについて規定しています。(その期間は、条例施行後4年以内としています。)

そして、検証の結果、見直しが必要と認めるときは、改正手続を行います。その検証過程においても本条例の規定を尊重し、町民の参加による検討を基本とすることになります。



改訂履歴（第1次改訂版）

改訂年月日 平成27年3月6日

関係条文等	条文改正内容	解説改正内容
第4条（基本原則）	第3号〔協働〕を追加 以下順次各1号繰り下げる	第3号協働を追加
第3章「町民参加」を「町民参加と協働」に変更		
第9条（選挙）		公職選挙法において、立候補者が告示前、告示後に有権者に考え方を示す方法を明記
第10条（町民参加の権利）	第3項を削除し第1項「町民は、町政の主権者として」の次に「それぞれの年齢にふさわしい」を加える	それぞれの年齢において参加する権利を加筆し、20歳未満の青少年及び子どもの参加を削除
第15条（協働）を新たに追加 以下順次各条文繰り下げる	追加条文：町民と町は、相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら、協働を推進します。	第15条関係の解説を追加
第17条（総合計画）	第1項中「町民の参加を経て策定し」の次に「議会の議決を経」を加える	地方自治法第2条第4項関係記載を削除
第22条（出資団体等）		解説の末尾に以下の内容を追加 ※「出資団体等」の中には、運営する施設の建設費及び運営費に支出した団体も含まれています。
第25条（危機管理体制の確立）		解説の冒頭に「危機管理体制の整備は災害訓練等が行われて初めて整備されるもので、執行機関と町民が相互の連携のもとに進めることを意味します。」追加
第27条（議会の役割と責任）	第3項の「町政へ町民の意思の反映」を「町政への町民意思の反映」に改正	
第28条（議会の組織）		地方自治法第91条関係削除（自治法改正のため）
第29条（政策会議）	第2項中「前項の会議は」の次に「議会運営委員会の委員の中から選出された座長または」を加える	地方自治法第110条関係削除（自治法改正のため）

関係条文等	条文改正内容	解説改正内容
第30条（議会の会議）	第1項中「議員への質問及び意見を述べさせる」を「議員の質疑及び質問に対し意見を述べさせる」に改正	
第31条（議会の情報公開）	第3項中「議会は、審議の過程や結果及び議会に関する情報を、」の次に「町民に対し、できるだけすみやかに多様な媒体を活用し公開しなければなりません」に改正	

【改訂作業】

（1）検討委員会メンバー

選出枠	氏名	備考	選出枠	氏名	備考
議会議員	櫻井 幹也	総務文教常任委員長	一般公募	関 元子	
自治会	原田 重夫	自治振興会副会長	//	平村 徹郎	
一般公募	姉崎 正		//	若名健一郎	

（2）検討委員会の開催状況

6月25日	第1回検討委員会	10月20日	第5回検討委員会
7月25日	第2回検討委員会	11月28日	第6回検討委員会
9月 1日	第3回検討委員会	12月22日	第7回検討委員会
9月29日	第4回検討委員会	1月14日	町長答申

（3）平取町自治基本条例レビューチームメンバー

職	所属・職	氏名	職	所属・職	氏名
リーダー	まちづくり課長	遠藤 桂一	メンバー	文化財課・主幹	森岡 健治
メンバー	産業課・主幹	山田 基生	//	保健福祉課・係長	貝澤美知子
//	総務課・主幹	木田 光治	//	町民課・係長	東 佳代子
//	税務課・主幹	津川 貴晃	事務局	まちづくり課・主幹	佐藤 和三
//	建設水道課・主幹	吉田 徳之	//	まちづくり課・係長	船越 文弥
//	アイヌ施策推進課・主幹	木下 正人			

（4）レビューチーム会議開催状況

5月 7日	第1回レビュー会議	9月 8日	第5回レビュー会議
6月 9日	第2回レビュー会議	10月7日	第6回レビュー会議
7月 7日	第3回レビュー会議	1月28日	第7回レビュー会議
8月11日	第4回レビュー会議		

平取町民憲章

わたしたちは、雄大な自然に恵まれ、未来に豊かな可能性を秘める平取町の町民であることに誇りをもち、力を合わせてしあわせな町をつくるためこの憲章を定めて実行に努めます。

1 心身をきたえよく働いて、

産業の発展するまちをつくりましょう。

2 こどもをすこやかに育て、

情操豊かなまちをつくりましょう。

3 きまりをよく守り、環境をととのえて

明るいまちをつくりましょう。

4 自然を愛し、物を大切にする

風習のまちをつくりましょう。

5 すすんで住民運動の輪を広げ、

住みよいまちをつくりましょう。

昭和44年11月3日制定

平取町自治基本条例（平成27年4月作成）

平取町 まちづくり課

〒055-0192 沙流郡平取町本町28番地

Tel.01457-2-2222（直通）Fax01457-2-2277

